

茨城工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム官職証明書規程

平成18年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校において利用する文部科学省電子入札システム（以下「本システム」という。）の官職証明書に関しては、この規程の定めるところによる。

(官職証明書)

第2条 この規程において「官職証明書」とは、本システムの利用に必要とするもの及び同システムで作成する文書等が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(官職証明書の申請)

第3条 官職証明書は政府共用認証局が発行するものとする。なお申請に当たっては、「政府共用認証基盤（GPKI）証明書申請の手引き」に従うものとし、国立高等専門学校機構本部へ申請手続きを依頼するものとする。

(官職証明書の作成権限を有する者)

第4条 官職証明書の作成権限を有する者は、校長とする。

(官職証明書の名義)

第5条 官職証明書は、次の各号に掲げる種類とする。

- (1) 契約担当役 (事務部長)
- (2) 入札執行・登録者 (事務部総務課長)
- (3) 入札立会者 (事務部総務課財務係長)

2 官職証明書の担当者及び事務の範囲については、別に定める。

(官職証明書の管守)

第6条 官職証明書を適切に管守する者（以下「官職証明書管守責任者」という。）を置くものとする。

2 官職証明書管守責任者は、事務部総務課課長補佐（財務担当）とする。

3 官職証明書管守責任者は、官職証明書が適切に使用されるよう官職証明書を管理し、及び官職証明書が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

4 官職証明書管守責任者がその職務を執行できない場合は、その責において別の者に委任しなければならない。

(官職証明書の使用等)

第7条 官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書管守責任者に使用を請求するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月28日に改正し、政府共用認証局の官職証明書に切り替わる平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。